

平成22年（行ウ）第2号 教科書採択無効等確認請求事件

原告 奥村悦夫 外6名

被告 今治市外 5名

準備書面（4）

平成24年3月16日

松山地方裁判所民事第2部合議二係御中

被告ら6名訴訟代理人 弁護士 高井賓

準備書面（31）から（54）までの原告らの主張・反論には、ほとんど新しいものがなく、今までの原告らが行ってきた主張・反論の繰り返しとなっているので、特段反論する必要もないと考えるが、以下の点について反論を行う。

第1 本件訴訟は行政事件訴訟法9条と何ら関係がないことについて

1 原告らは、本件採択が財務会計行為の先行行為であることが行政事件訴訟法9条2項を準用することにより導き出されるとし、同項の趣旨をいかし国民の権利救済、司法による行政のチェックを執行有らしめるべきであると主張する（原告ら準備書面（33））。

2 何度もいうようであるが、本件は、住民訴訟（行政事件訴訟法5条の民衆訴訟の一類型）であり、住民訴訟たる要件は、地方自治法242条の2によって定められている。民衆訴訟については行政事件訴訟法において抗告訴訟の規定が一部準用されることとなるが、同法9条が準用されることはない（行政事件訴訟法41条、43条）。

つまり、行政事件訴訟法9条が準用されるという主張は、何ら根拠も理由もないものである。

## 第2 図書の購入について

1 被告らが準備書面（3）において、「教師用指導書等の購入は事務に必要なから購入するものであり」と主張したことに対し、原告らは「事務上でなく教育活動上の理由による」と反論する。

確かに行政執行上の事務に必要なものでなく、教育活動（学校教育の現場）において使用するため必要なものであり、被告らの表現が不適切であるとすれば、準備書面（3）2頁12、13、33行目の「事務に必要な」とあるのは「教育現場において必要」と訂正する。ただし、被告らにおいてその趣旨で用いていたことは準備書面（3）9行目以降からも明らかであることを申し添える。

2 いかなる図書をどのくらい購入するかは市長の裁量に委ねられているという被告らの主張に対し、原告らは、購入する図書は採択教科書に限定され、その数量も学校と各教科教員数などとの関係による制約がある（原告ら準備書面35）とし、市長の裁量を否定するようである。

原告らは裁量が無制限のものとも考えているのであろうか。裁量に基づいた権限行使に当たっても、考慮すべき事項があることは当然のことである。それは教員数であったり学校数であったりするものであり、これらの考慮すべき事項を一切無視して図書を購入するような場合には、裁量権を逸脱するといわれることもある。しかし、本件においては、そのようなことがないことは既に主張立証してきたとおりである（被告ら準備書面（1）9頁、準備書面（3）4頁）。

## 第3 採択地区協議会の採択は何ら教育委員会の答申を拘束しないことについて

1 原告らは、八重山地区（石垣市、与那国町、竹富町）を例にとり、採択地区協議会の答申に反した教科用図書を採択した竹富町に対し、文部科学省が教科書が無償給付しないとしたことをもって、採択地区協議会の答申は教育委員会の採択を拘束すると主張する（原告ら準備書面（39））。

2 八重山地区における教科書採択に至った時系列は、次のとおりである。

- ① 平成23年8月23日、採択地区協議会において育鵬社版公民教科用図書を決定、各市町教育委員会に答申（建議か答申か報告かは定かでない。）
- ② 平成23年8月26日、石垣市及び与那国町教育委員会が育鵬社版公民教科用図書を採択
- ③ 平成23年8月27日、竹富町教育委員会が東京書籍版公民教科用図書を採択
- ④ 平成23年9月8日、3市町教育委員会委員全員（13名）による協議を実施し、多数決によって育鵬社版を不採択とし、東京書籍版を採択することを決定
- ⑤ 平成23年9月10日頃、石垣市教育委員会が9月8日の協議は無効である旨の意見を文部科学省と沖縄県に通知
- ⑥ 平成23年9月13日、文部科学省が9月8日の協議の有効性を否定

3 上記内容は、新聞記事等々で見ただけであり、文部科学省の決定ないし具体的な内容、その決定に至った理由については定かでない。しかし、文部科学省が竹富町に対し教科用図書を無償給付しないとしたのは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）に基づき無償給付できないということであり、採択地区協議会の答申に教育委員会が拘束されるということではない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）と無償措置法との関係が、一般法と特別法の関係になるかどうかは定かでないが、教科用図書の無償給付は、地教行法に基づくものでなく、無償措置法によるものであることは明らかである。無償措置法によると、無償給付を受ける教科用図書については同一採択地区においては、各教育委員会が協議をし、同一の教科用図書を採択しなければならないこととなっている（無償措置法13条4項）。すなわち、同一採択地区において別々の教科用図書を採択した場合には、無償給付を受けられなくなる。

文部科学省は8月26日及び同月27日の採択を有効とし、9月13日の3市町教育委員会の協議を否定したことにより、八重山地区においては、同一の教科用図書が採択されなかったこととなったため、竹富町は無償措置法による無償給付を受けることができなくなったのである（文部科学省の判断の理由は

定かでない)。しかし、無償措置法による影響以外には、竹富町教育委員会が行った採択の効力が否定されたり、何らかの影響が及んだりすることはない。つまり、教育委員会が採択した教科用図書が、竹富町立の学校において使用できなくなるものではない。現に竹富町において東京書籍版公民教科用図書を使用することを文部科学省は否定していない。石垣市及び与那国町が無償給付を受けることができる理由については定かでないが、竹富町教育委員会がした採択は、地教行法に基づく教育委員会の採択として有効なものである。

従って、採択地区協議会の答申が教育委員会が行う採択を拘束するといったようなことはなく、八重山地区の件は、あくまで、無償措置法に基づく無償給付の適用の範囲内においての問題である。

#### 第4 求釈明に対する回答

##### 1 採択関係資料の扱いについて（原告ら準備書面（43））

原告らは、「参考資料として用い」（被告ら準備書面（1））と「参考にできるような状態にあった」（被告ら準備書面（2））のいずれが事実なのか、と執拗に繰り返している。

被告ら準備書面（2）で述べたとおり、これらは同じ事実を表している。同準備書面における被告らの主張は次のとおりである。

「会議において必要な資料は、事前に各教育委員に配布している。当日も、その資料は持ち寄り、必要な場合には、その都度、利用、参考にできるような状態であった。

ただし、会議において用いる資料は、いかにそれが重要なものであろうとも、極端に言えば、各委員が意思決定をするに際し用いる資料にすぎない。自己の意思決定に当たって、その資料を読み込んだ結果、どのように評価し、自らの意見を作り出していくことは、各委員の資質である。つまり、各種資料を参考にすることは、会議において、その資料の全部を取り出し、その逐一を発言し議論することではない。」

このように参考資料を用いるとは、参考にできるような状態であったということである。

##### 2 「採択され、それに伴い、必要となった教師用教科書」における必要かどうかの判断行為が存在した事実」の証明について（原告ら準備書面（45））

原告らが求釈明において、何を求めているのか、その趣旨を理解しかねる。

「事務に必要かどうかの判断行為が存在した事実」を示せと原告らは釈明を求め、教科書採択が図書購入の直接の原因でないことを証明するのは、「必要となった」という物品購入の理由に基づき購入したというものであることが甲47号証上明らかとなっていることで十分である。「必要となった」とは、内心の意思であり、その意思が直接の購入原因である。

先行行為の違法性を争った事例としては、最高裁判所第一小法廷昭和60年9月12日判例タイムズ572号54頁（以下「昭和60年最高裁判例」という。）がある。これは、懲戒事由があるにもかかわらず、分限免職処分をした職員に対し退職手当を支払ったことについて、その先行行為である分限免職処分の適法性が争われた事去の上告審であるが、分限免職処分は退職手当の支給の直接の原因をなすものというとして、その原因行為である分限免職処分の適法性についての審理をし、分限免職処分は適法であるとしたものである。

昭和60年最高裁判例がこのような判断に至った理由は、「本件条到の下においては、分限免職処分がなされれば当然に所定額の退職手当が支給されることとなっており」と同判例中にもあるように、分限免職が行われた場合には、長はその職員に対し退職金を支給しなければならないということが川崎市の職員の退職金の条例上明らかであることによっている。このような条例のもとにおいては、分限免職処分を原因として行われる退職金の支払いという財務会計行為は、その手続においても原因においても何ら違法性を有しないこととなる。そして、分限免職処分以外に退職金の支払いという公金支出に至るまでには、何らの行為も、また、裁量権も介在する余地がなく、公金支出の適法、違法を問うためには、分限免職処分の適去、違法を判断しなければならないこととなる。

しかし、本件においては、図書の購入に係る公金支出の適法性を判断するに当たっては、それを「購入することが合理的であるか否か」換言すると、「購入決定に当たり裁量権の逸脱又は濫用があったか否か」によって判断することとなる。このことが、教師用教科書等の購入をすることが「必要であったか否か」の判断材料であり、「購入の合理性」や「裁量違反のないこと」は、既に被告ら準備書面（3）4頁のとおりである。

よって、原告らが釈明権の行使により何を明らかにしたいのか、理解しかねるものである。

3 本件図書の購入事前伺書を担当でもない総務課が何ゆえ行ったかの理由、その法的根拠など（原告ら準備書面（47））

教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会には事務局を置くこととなっている（地教行法18条1項）。

事務局内のいずれの課がどのような事務処理をするかについては、その大枠を今治市教育委員会事務局処務規則3条に各課の分掌事務として規定している。確かに、同規則において学校教育課の分掌事務として「教科書その他の教材に関すること」と規定している。

原告らは、戦前・戦中の教育制度への反省云々とし、本件図書の購入の伺いを総務課が行ったことが担当分掌事務を誤る行為で、戦後教育原理に反する違法な財務会計行為であると主張する。

しかし、総務課も学校教育課も教育委員会の事務局の一部局であり、いずれの課における事務処理であっても、事務局としての事務処理であることに違いはなく、何ら問題となるものではない。

児童・生徒に対する懲戒のような校長の権限（学校教育法11条）を事務局が決定するといった場合には、教育機関と事務局との役割上などの問題を生ずるが、事務局内部の事務分掌については、そのような問題を生ずることはない。

以上